

令和6年度
岐阜県ヘルスケア産業ステップアップ支援
事業費補助金

募集要項

<お問い合わせ先>

岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 成長産業係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階

TEL: 058-272-8392 FAX: 058-278-2679

電子メール: c11352@pref.gifu.lg.jp

令和6年3月22日

岐阜県商工労働部

1 補助金の目的

岐阜県ヘルスケア産業ステップアップ支援事業は、県が成長産業として位置付けるヘルスケア産業（医療・福祉機器、医薬品、健康食品）に取り組む県内企業が、新規参入から事業化までにおいて様々な障壁を乗り越えるために必要な事業を支援することを目的とします。

2 補助金事業の実施

本事業の実施については、岐阜県ヘルスケア産業ステップアップ支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、岐阜県ヘルスケア産業ステップアップ支援事業費補助金実施要領並びにこの要項に定めます。

3 補助金の概要

補助対象事業	<p>(1) 試作開発支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">・医療現場などからのニーズを基にした製品の企画、市場調査及びコンセプト設計にかかる経費を補助する。・市場調査、コンセプト設計を完了したものについて、試作（改良試作を含む）、医療現場等からの評価にかかる経費を補助する。 <p>(2) 製品化支援事業</p> <p>製品化に必要な臨床評価用の設計試作・薬事申請等にかかる経費を補助する。</p> <p>※全体計画を示すこととし事業が複数年度にわたる場合は年度ごとに申請すること</p> <p>(3) 国内外販路開拓支援事業</p> <p>医療機器、福祉機器、医薬品・健康食品を対象に、国内外の販路を開拓するための国内外展示、商談会への出展にかかる経費を補助する。</p> <p>※同一製品について、2件（国内1件、海外1件）までの申請を認める。</p>
補助対象事業者	県内に本社または製品を製造する事業所を有する法人又は個人（岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワークの登録者に限る）
補助事業期間	交付決定日から令和7（2025）年2月28日（金）まで
補助率	2分の1以内
補助限度額	(1) 1,800千円 (2) 10,000千円 (3) 国内：400千円 海外 1,000千円
補助対象経費	別表のとおり

※ 予算の範囲内で採択事業を選定します。

4 補助要件

補助対象となった事業者は事業終了後に岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワークの情報発信事業（成果の発表や広報誌への掲載）に協力いただきます。

5 事業の流れ

募集期間		令和6年3月22日（金）から4月22日（月）まで
締切	応募書類の提出	令和6年4月22日（月）正午まで
	採択通知	令和6年5月中旬から下旬ごろ
	交付申請	
	交付決定	
実施	補助事業期間	交付決定日から令和7年2月28日（金）まで
	中間検査	
報告	実績報告提出	令和7年2月28日（金）まで
	確定検査	令和7年3月上旬ごろ
支払	補助金の請求	令和7年3月上旬から中旬ごろ
	補助金の支払	令和7年3月下旬ごろ

6 応募手続き

事業実施提案書に関係書類を添付し、以下により提出してください。

(1) 提出書類等

名前
1. 事業実施提案書（別紙様式1）
2. 事業実施計画書（別紙様式2）
3. 登記簿（履歴事項全部証明書）、決算報告書2期分（写）（法人の場合） 住民票、開業届（写）、青色又は白色申告書（個人事業主の場合）
4. 岐阜県納税証明書（県税事務所発行） ※全税目に未納の徴収金がないこと
5. 消費税等納税証明書（税務署発行） ※消費税及び地方消費税について未納の税額がないこと
6. 申請者の業種及び主たる事業が分かるパンフレット等

(2) 提出方法

郵送（書留又は簡易書留）

ア 郵送（書留又は簡易書留）のみ

以下の書類を各8部（正本1部、副本（複写）7部）提出してください。

※事業実施計画書（別紙様式2）は電子データ（Word形式）も提出

【書面提出時の注意】

※提出書類は、左綴じにしたときすべてのページが閲覧でき、極力、両面印刷で提出してください。異形のパンフレット等はA4用紙にコピーしてください。

※各書類をステープル止めせず、提出書類等1式ごとをクリップ留めして提出してください。

(3) 提出（受付）期間

締切 令和6年4月22日（月） 正午必着

※提出する前に、別紙**【提出書類チェックシート】**を必ずご確認ください。

(4) 提出先

岐阜県 商工労働部 産業イノベーション推進課 成長産業係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（県庁10階）
TEL 058-272-8392
c11352@pref.gifu.lg.jp

7 応募における注意事項

1 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となります。

- (1) 募集期間を過ぎて書類が提出された場合
- (2) 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 募集要項に違反すると認められる場合
- (5) その他、応募に関して県の指示に従わなかった場合

2 複数提案の禁止

同一団体から複数の事業提案の応募はできません。

3 提出書類等の変更の禁止

提出期限後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。ただし、軽微なものは除きます。

4 書類の返却

提出書類等は、返却しません。

5 費用負担

提出書類等の作成及び提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とします。

6 その他

- (1) 事業実施提案書等の提出をもって、提案者が募集要領の記載内容に同意したものと見なします。
- (2) 提出された事業実施提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (3) 事業実施提案書等の提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

8 内容に関する質問

応募するにあたり質問がある場合は質問書をご提出ください。下記にて受け付けます。

【質問書について】

ア 受付期間 令和6年3月22日（金）から 令和6年4月19日（金）
※提出（受付）期間と異なりますのでご注意ください。

イ 様 式 岐阜県ホームページからダウンロード
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/351788.html>

ウ 提出方法 F A X ・ 電子メールで岐阜県商工労働部産業イノベーション推進課宛に提出
F A X : 0 5 8 - 2 7 8 - 2 6 7 9
電子メール : c11352@pref.gifu.lg.jp

※回答は、競争上の地位その他不当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページにて公表します。個別通知は実施しません。

9 事業の選定

1 選定方法

応募書類に基づき提案内容等を岐阜県ヘルスケア産業ステップアップ支援事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査し、その結果を基に県が選定します。

審査の過程において提案内容等について応募者に問い合わせや追加資料の提出を求められることがあります。

2 審査項目（※形式審査は除く）

（1）共通項目

審査項目	基準
補助事業遂行の確実性	・経営内容が堅実で財務内容が安定しており、補助事業に要する自己資金などの調達能力などが十分であるか。
	・事業を遂行する実施体制（連携先を含む）や実行能力等を有しするか。
	・積算経費・スケジュールは妥当であるか
先進性・事業可能性	・補助事業内容が県内他事業者のロールモデルとなりうる先進的な内容であるか
	・補助対象事業にかかわるビジネスプランが（公財）岐阜県経済振興センターが実施する「事業可能性評価」でA評価に認定されているか。（※事前に事務局にて確認。必須要件ではありません。）

（2）試作開発支援事業

審査項目	基準
1 新規性・独自性	・開発は自社技術を活用しているか。 ・試作しようとする製品に新規性があるか。
2 市場性	・開発は現場ニーズに合致したもので、対象市場が明確になっているか。 ・市場調査はされているか。 （既に行われている場合は市場調査の内容は適切か。本補助事業で行う場合は計画している市場調査の内容は適切であるか。）
3 実現性	・試作内容に具体性があり、その内容は適切か。

(3) 製品化支援事業

審査項目	基準
1 新規性・独自性	<ul style="list-style-type: none">・開発は自社技術を活用しているか。・試作しようとする製品に新規性があるか。
2 妥当性	<ul style="list-style-type: none">・開発は現場ニーズに合致したもので、対象市場が明確になっているか。・事業内容が臨床評価用の設計評価、薬事申請等、製品化に必要な事項のいずれかを含むものであるか。
3 実現性	<ul style="list-style-type: none">・事業内容がすでに市場調査から、試作開発まで終了しているか。・事業化計画に具体性・実現性があるか。

(4) 販路開拓支援事業（国内・海外）

審査項目	基準
1 出展支援候補者としての妥当性	<ul style="list-style-type: none">・医療福祉機器などの自社製品（部品・部材）等に関して積極的な製造体制であるか。・自社製品（部品・部材）等の国内外の販路開拓に積極的な体制であるか。・販路開拓に関する方針の具体性（ビジョン）があるか。
2 出展内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・出展の目的は明確であるか。・出展する展示会は成果が期待できるか。

3 選定結果

選定結果は、速やかに応募者に通知します。なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

4 事業内容、事業費の精査等

審査委員会の審査を踏まえ、採択に条件が付されている場合は、その条件を満たす事業実施提案書等を再度提出し、承認を得てください。

なお、審査委員会での意見等を踏まえ、応募時の事業費から減額する場合があります。

10 採択決定後の留意事項

1 事業の着手

事業の実施については、実施要領に基づく事業の選定、岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号)及び岐阜県ヘルスケア産業ステップアップ支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金交付申請書が提出され、補助金の交付決定が行われた後から、補助対象となる事業として実施することができます。(交付決定以前の経費や事業実施期間後の経費は、補助金の対象とはなりません。)

2 補助金の支払

補助金の支払は、事業完了後の精算払を原則としますが、事業遂行上必要な場合は、概算払により請求することができるものとします。ただし、概算払による交付額は、補助対象経費支出実績書を作成し、支出済経費のうちから必要があると認められる支払金額の合計とします。

県は、事業完了後、提出された実績報告書と証拠書類を審査し、交付決定の範囲内で実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金額の確定を通知します。その後に事業主体が提出する交付請求書により、県は補助金をお支払いします。この際に、確定した補助金額を上回る額が既に概算払されている場合は、超過分を県に返還していただきます。

3 補助金の経理

補助事業者は、本事業とそれ以外の事業に係る経理を明確に区分し、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類とともに、事業終了後5年間保存する必要があります。

なお、帳簿の整理に当たっては、別表の補助対象経費項目ごとに整理してください。

4 その他

- (1) 同一目的の事業で、他の補助金や委託費等の交付を受ける場合は、速やかに知事に報告してください。他の補助金や委託費等を受ける部分については、原則として、この補助金を交付しません。
- (2) 事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表していただくことがあります。
- (3) 人件費、会議における飲食費等、振込手数料、各種添付書類の発行手数料及び消費税を含む各種税金等は補助対象外です。
- (4) 実績報告書提出までに支払いが完了していない経費は補助対象外です。

提出書類チェックシート

【郵送の注意事項】

項目	チェック欄
紙媒体 8 部（原本 1 部＋副本 7 部）を提出してください。	<input type="checkbox"/>
応募書類の用紙の大きさは、原則として A 4 版としてください。異形のパンフレット等は A 4 用紙にコピーしてください。	<input type="checkbox"/>
提出書類等は、左閉じにしたとき、すべてのページが閲覧でき、極力、両面印刷で提出してください。	<input type="checkbox"/>
各書類をステーブル止めせず、提出書類等 1 式ごとをクリップ留めして提出してください。	<input type="checkbox"/>
別紙様式 2 を Word 形式で保存した電子データを提出してください。	<input type="checkbox"/>

【提出書類】

書類の名称等	チェック欄
1. 事業実施提案書（別紙様式 1） ※郵送の場合、代表者印：要	<input type="checkbox"/>
2. 事業実施計画書（別紙様式 2）	<input type="checkbox"/>
3. 登記簿（履歴事項全部証明書）、決算報告書（貸借対照表、損益計算書）直近 2 期分（写）（申請者が法人の場合） 住民票、開業届（写）、青色又は白色申告書 直近 2 期分（写）（申請者が個人事業主の場合）	<input type="checkbox"/>
4. 岐阜県納税証明書（県税事務所発行） ※全税目に未納の徴収金がないこと	<input type="checkbox"/>
5. 消費税等納税証明書（税務署発行） ※消費税及び地方消費税について未納の税額がないこと	<input type="checkbox"/>
6. 申請者の業種及び主たる事業が分かるパンフレット等	<input type="checkbox"/>

別表

補助対象事業	補助対象経費		補助金の額
<p>(1) 試作開発支援事業</p> <p>・医療現場などからのニーズを基にした製品の企画、市場調査及びコンセプト設計にかかる経費を補助する。</p> <p>・市場調査、コンセプト設計を完了したものについて、試作（改良試作を含む）、医療現場等からの評価にかかる経費を補助する。</p>	市場調査費	市場調査や波及効果の調査にかかる経費（外注費、謝金、図書資料費等）	<p>（上限）</p> <p>1,800 千円</p> <p>補助対象経費に 1 / 2 を乗じて得た額（当該額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額</p>
	試作等開発費	試作の開発に必要となる消耗品費、設計及び開発にかかる外注費、産業財産権又は実施許諾の取得経費（ライセンス料を含む。）大学などへの研究委託費、試作に必要な機械装置等（1 台当たり 50 万円未満の機械装置に限る。）の整備に要する経費	
	産業財産権出願費	特許権、実用新案権、意匠権の出願にかかる経費（国内出願に限る。）	
	試作評価費	評価のために専門家に支払われる経費（委託費、謝金・旅費等）	
	その他	補助対象事業を遂行するために知事が適当と認める経費	
<p>(2) 製品化支援事業</p> <p>製品化に必要な臨床評価用の設計試作・薬事申請等にかかる経費を補助する。</p> <p>※全体計画を示すこととし事業が複数年度にわたる場合は年度ごとに申請すること。</p>	臨床評価用試作等開発費	試作等の開発に必要となる消耗品費、設計及び開発にかかる外注費、大学などへの研究委託費、試作に必要な機械装置等（1 台当たり 50 万円未満の機械装置に限る。）の整備に要する経費	<p>（上限）</p> <p>10,000 千円</p> <p>補助対象経費に 1 / 2 を乗じて得た額（当該額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額</p>
	臨床評価費	評価のために専門家に支払われる経費（委託費、謝金、旅費等）	
	薬事承認対応費	薬事申請にかかる経費（コンサルタント料、内部監査員養成研修費用、認証等取得環境整備に要する事務費等）	
	産業財産権出願費	特許権、実用新案権、意匠権の出願にかかる経費	
	その他	補助対象事業を遂行するために知事が適当と認める経費	

(3) 国内外販路開拓支援事業 医療機器、福祉機器、医薬品・健康食品を対象に、国内外の販路を開拓するための国内外展示、商談会への出展にかかる経費を補助する。 ※同一製品について、2件（国内1件、海外1件）までの申請を認める。	展示会出展費	出展にかかる小間使用料、出展基本料、小間装飾費、什器備品のリース費用、輸送費、通訳費等	(上限) 国内 400千円 海外 1,000千円
	販売促進費	展示会出展に際して自社の製品または技術のPRに係る経費（印刷費、動画制作費、広告制作費等）	補助対象経費に1/2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額
	その他	補助対象事業を遂行するために知事が適当と認める経費	

(注) 公租公課（消費税及び地方消費税を含む。）その他知事が別に定める経費は、補助対象外とする。

(注) 補助対象経費は、交付決定日以降で補助対象期間内に発生した上表に掲げる経費とする。ただし、「事前着手理由書」の提出があり、知事が「事業の性格上又はやむを得ない理由がある」と判断した場合は、この限りでない。

(注) 以下の経費は対象外とする。

- (1) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (2) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- (3) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる付帯経費を除く。）
- (4) 商品券等の金券、収入印紙及び振込等手数料（代引手数料を含む。）
- (5) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- (6) 飲食、^{しゃべり}奢侈、娯楽、接待等の費用
- (7) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- (8) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (9) 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- (10) 各種保険料、借入金などの支払利息及び遅延損害金
- (11) 補助金事業計画書等の書類作成及び送付に係る費用
- (12) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機など）の購入費

- (13) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- (14) 設置施設の整備工事又は基礎工事
- (15) 他の取引との相殺払による支払、手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）による支払、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払
- (16) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費